

「健康保険任意継続被保険者資格取得」申請要領

資格喪失後も当健康保険組合に加入する場合は、被保険者期間が継続して2か月以上あれば、申請により引き続き2年間 個人で被保険者になることができます。

任意継続被保険者の出産育児一時金・高額療養費・埋葬料は在職中と同じように給付が受けられますが、傷病手当金・出産手当金は、在職中の被保険者期間が1年以上あって退職時に手当金を受けている場合のみ、資格喪失後給付として引き続き受給することができます。

保険料について

保険料は、全額自己負担で、次のどちらか低い方になります。

①資格喪失時の標準報酬月額

②当健康保険組合の前年の平均標準報酬月額

保険料額は、下記の場合を除き **2年間の期間満了まで変わりません。**

ア. 保険料率の変更があった時

イ. ②の額になる方は、平均標準報酬月額の変更があった時

* 被扶養者に異動があっても保険料額は変わりません。

* 40歳以上65歳未満の方は「介護保険料」が上乘せされます。

* 資格喪失時の標準報酬月額は勤務先の健康保険事務担当者様にご確認ください。

* 平均標準報酬月額はHPの組合案内（事業概況）でお知らせしています。

資格喪失について

任意継続に加入した場合は、**2年間の期間満了になるまで**、「就職して一般被保険者の資格を取得した時」・「納付期日までに保険料の支払いがなかった時」・「被保険者が死亡した時」もしくは「後期高齢者医療制度に該当した時」以外の理由で**途中喪失はできません**ので、ご注意ください。

〈〈〈 手続き 〉〉〉

「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に記入し、**資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内（※）に提出してください。** ※20日目が休日の場合は翌業務取扱日

被扶養者のある方は、「健康保険被扶養者（異動）届」（事業主証明欄および健康保険記号・被保険者番号の記入は不要）と認定に伴う確認書類も添付してください。

また、事前に保険料額が確認できた方は、同時に1か月分の保険料を納めてください。

* 事前に保険料額が確認できなかった方には、申請書受理後 健康保険組合より保険料額を書面にてお知らせします。書面に表示された期限までに必ず納めてください。

◎ご提出いただいた申請書等を健康保険組合で確認後、被保険者様宛に「任意継続被保険者資格取得通知書」「保険料の納付について」「任意継続被保険者証」を郵送します。

よくご覧の上、**保険料の納め忘れがないよう**にご注意ください。

◎医療機関窓口で支払う自己負担割合は国民健康保険と同じです。**保険料額など申請前に比較の上、ご検討ください。**